

平成 16 年度における食品のダイオキシン類対策行動計画

1. 背景

- (1) ダイオキシン類（PCDD、PCDF 及びコプラナー PCB）による食品汚染については、例えば、ごみの焼却などの際に新たに発生したものが、家畜飼料や農産物を汚染したり、また、底泥や土中などに蓄積したものが、食物連鎖を通して、魚介類や畜産物等に取り込まれ、蓄積されていくと考えられている。
- (2) 我が国の食品のダイオキシン類のリスク管理は、環境中へのダイオキシン類の排出を厳しく規制するとともに、ダイオキシン類の耐容一日摂取量を定め、食品中のダイオキシン類の濃度をモニタリングすることにより、食品由来のダイオキシン類の総摂取量が耐容一日摂取量を超えていないことを確認することにより行っている。
- (3) また、コーデックス委員会の食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）においては、個別食品基準よりも汚染源対策を柱とする行動規範の方が食品中のダイオキシン類を低減するために効果的かつ効率的であるとして、汚染源対策を柱とする行動規範の検討を行っている。なお、発生源対策については、「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき対策が講じられており、併せて今後、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）」に基づいて対策が講じられることとなっている。

2. リスク管理の当面の進め方

- (1) 農畜水産物中のダイオキシン類濃度実態の把握。
- (2) その他ダイオキシン類によるリスクに係る国内外の情報の収集。
- (3) コーデックス委員会における検討への積極的な参画。特にこれまで実施した農畜水産物中のダイオキシン類の実態調査結果をWHOのデータベースに提出。
- (4) 以上の情報を国民に適切に提供するなど、厚生労働省等と連携したリスクコミュニケーションの推進。

3. リスク管理における留意事項

- (1) 消費者や食品産業などに対し、食品中のダイオキシン類濃度・摂食状況の実態に関する正しい理解を促進し、流通・消費段階における混乱を可能な限り避けること。
- (2) リスクコミュニケーションの実施に当たっては、国際的なダイオキシン類対策の現状を把握した上で、厚生労働省等と連携しつつ、消費者をはじめとした関係者の参画の下に進めること。
- (3) リスク管理に係るコストと効果を十分に検討し、実行可能なリスク管理手法を検討すること。

○ ダイオキシン類対策の活動計画（１６年度）

活動内容	４～９月	１０～３月	備考（１７年度以降の予定）
（国際対応）			
○ ＣＣＦＡＣにおけるリスク管理に関する検討案への対応	→		
	コーデックス委員会総会（６月）	ＣＣＦＡＣ（３月）	
○ <u>ＷＨＯのデータベースに農畜水産物中の実態調査結果を提出</u>	→		
（実態把握調査等）			
○ 平成１６年度調査の実施	→		
	（農畜水産物の調査を実施予定）		
○ 平成１５年度調査結果の公表	→		
	（第１四半期）		
（リスクコミュニケーション）			
○ 関係者との意見交換等	→		
	<u>（第１四半期に意見交換会を実施）</u>		
	（説明資料の作成）		

* 食品中のダイオキシン類対策以外にも、農林水産省では関係省庁と連携して環境中へのダイオキシン類排出抑制対策等を行う。

○ ダイオキシン類対策の実施状況（１５年度）

活動内容	実施状況
○ 食品のダイオキシン類対策検討チームの設置 （ ９ / １ ） （ 国際対応 ） ○ 過去に実施した農畜水産物中のダイオキシン類濃度 の実態調査データをCCFACに提供 ○ C C F A C におけるリスク管理に関する検討案への 対応 （ 実態把握調査等 ） ○ 平成 １ ５ 年度調査の実施 （ リスクコミュニケーション ） ○ 関係者との意見交換（必要に応じて実施）	・ コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)に我が国のデータを提供（12月及び 16 年 1 月） ・ コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)の「ダイオキシン類発生源対策に関 する行動規範」の素案作成グループの一員として構成や文案に関する意見を提出（11月）。 ・ コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)に出席（3月22日～26日） ・ 平成 1 5 年度調査検体 6 0 3 検体の採取・分析を実施し、データ解析を実施中。 （ 農産物 1 8 4 検体、畜産物 9 0 検体、水産物 3 2 9 検体 ） ・ 公表は16年度第 1 四半期を目途。 （ 平成16年度第 1 四半期に意見交換会を実施予定 ）

* 食品中のダイオキシン類対策以外にも、農林水産省では関係省庁と連携して環境中へのダイオキシン類排出抑制対策等を行っている。